

福岡県公報

平成18年7月24日
第2561号

目次

告示(第1382号—第1385号)

- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) 1
 - 都市計画の案の縦覧 (都市計画課) 2
 - 環境影響評価準備書及び要約書の縦覧並びに説明会の開催 (都市計画課) 2
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 3
- ### 公 告
- 競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) 4
 - 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 5
 - 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成17年度経営状況の公表 (住宅管理課) 7
 - 福岡県都市計画審議会の開催 (都市計画課) 8
- ### 雑 報
- 福岡高速道路に係る料金及び料金徴収期間の認可における理事長が定める事項 (高速道路対策室) 9
 - 車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路指定等の公告 (高速道路対策室) 9
 - 福岡高速道路の料金及び料金徴収期間の認可における社会実験に関する割引 (高速道路対策室) 9

告 示

福岡県告示第1382号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成18年7月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 スーパードラッグコスモス前原店
 - (2) 所在地 福岡県前原市大字荻原字中新開475番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成19年3月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,498㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)

福岡県前原市大字荻原字中新開475番1 外	60
-----------------------	----

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県前原市大字荻原字中新開475番1 外	45

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県前原市大字荻原字中新開475番1 外	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県前原市大字荻原字中新開475番1 外	13.56

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県前原市大字荻原字中新開475番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第1383号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、環境影響評価法(平成9年法律第81号

)第42条第1項の規定により読み替えて適用される都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のように公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年7月24日から同年8月23日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、平成18年9月6日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

大川都市計画道路1・4・1号大牟田大川線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

大川市大字大野島字北乾角、東乾角、乾角村内、市右衛門分、ヲツマ分、直吉開及び惣吉開の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

大川市都市建設課

国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所調査課

福岡県告示第1384号

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第14条第1項の規定に基づき、都市計画に定められる対象事業の環境影響評価準備書及び要約書を作成したので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第16条の規定により次のように公告し、当該環境影響評価準備書及び要約書を公衆の縦覧に供する。

また、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第17条第1項に基づく説明会を開催するので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第17条第2項の規定により、併せて公告する。

平成18年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画決定権者の名称

福岡県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

大川都市計画道路1・4・1号大牟田大川線

(2) 種類

道路

(3) 規模

約840m

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

大川市大字大野島字北乾角、東乾角、乾角村内、市右衛門分、ヲツマ分、直吉開及び惣吉開の各一部

4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる関係地域の範囲

大川市

5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

福岡県建築都市部都市計画課、大川市都市建設課及び国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所調査課

(2) 縦覧の期間及び時間

平成18年7月24日から同年8月23日まで（ただし、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する休日を除く。）、午前8時30分から午後5時まで

6 意見書の提出について

当該環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

(1) 提出期限

平成18年9月6日

(2) 提出先及び問い合わせ先

福岡県建築都市部都市計画課（郵便番号812-8577、福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3711）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 開催の日時

平成18年8月2日 午後7時から

(2) 開催の場所

大野島コミュニティセンター会議室（大川市大字大野島2812）

福岡県告示第1385号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会

(2) 代表者の氏名

内田 勝巳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市新栄町16番地11の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害当事者の主体性とエンパワーメントを基本に据えたノーマライゼーションの理念の下、障害者の地域での就労の場の創出並びに生活支援に関する事業や障害者の福祉に関する調査・研究事業等を行うことにより、障害者が地域の中で自立生活を営んでいけるよう福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年8月25日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成19年2月1日から平成26年1月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部警備部警備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年9月4日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年7月24日（月）から平成18年9月4日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成18年8月11日（金）午前10時00分

(2) 場所

5の部局の指定する場所

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年9月4日（月）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局の指定する場所

(2) 日時

平成18年9月5日（火）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
Helicopter television system on-a-Plane equipment-leasing contract
- (2) Time Limit of Tender
5:15 PM on September 4, 2006
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2237)

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から、平成17年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成18年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	764
加入戸数	831,881戸
共済委託契約金額	6,813,714,315,000円
火災共済掛金	1,129,150,667円
被災戸数	315戸
火災共済給付金	229,748,588円
特定給付金	15,092,093円
復興建築助成戸数	164戸
復興建築助成金	47,446,262円
住宅防火施設整備補助会員数	61
住宅防火施設整備補助金	29,026,500円
住宅災害見舞戸数	2,324戸
住宅災害見舞金	34,501,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,129,150,667円
建物管理の部収入	44,053,468円
その他の収入	393,085,077円
当期収入合計（A）	1,566,289,212円
前期繰越収支差額	68,186,931円
収入合計（B）	1,634,476,143円

(2) 支出

事業費	431,324,290円
-----	--------------

管理費	232,538,975円
建物管理費	20,625,765円
特定預金等支出	896,188,789円
当期支出合計（C）	1,580,677,819円
当期収支差額（A）－（C）	▲14,388,607円
次期繰越収支差額（B）－（C）	53,798,324円

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第193回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成18年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成18年8月3日 午後1時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-55

博多サンヒルズホテル 瑞雲の間A

3 予定議案

- (1) 大牟田都市計画地区計画の変更（大牟田市決定）に対する同意協議について
- (2) 直方都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (3) 宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (4) 宗像都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第2号

平成18年3月20日付福岡北九州高速道路公社公告第13号（以下「公告」という。）2の理事長が定める日を次のとおり定めたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年7月24日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

公告2の理事長が別に定める日までとは、平成18年7月31日までとする。

福岡北九州高速道路公社公告第3号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めるので公告します。

平成18年7月24日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

記

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
福岡高速1号線	福岡市東区箱崎ふ頭二丁目2番地先から 福岡市博多区千代六丁目78番1地先まで
福岡高速2号線	福岡市博多区千代六丁目79番2地先から 太宰府市水城二丁目678番5地先まで
福岡高速4号線	福岡市東区箱崎ふ頭五丁目6番地先から 福岡市東区蒲田三丁目812番1地先まで

北九州高速4号線

北九州市門司区大字黒川506番1地先から
北九州市八幡西区引野一丁目5番6地先まで

2 指定する期日 平成18年8月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の情報は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

福岡北九州高速道路公社公告第4号

平成18年3月20日付福岡北九州高速道路公社公告第11号（以下「公告」という。）3の割引をする自動車及び割引率のうち(9)有料道路の料金に係る社会実験に関する割引及び(10)割引相互間の適用関係について、次のとおり定めたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年7月24日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

1 社会実験に関する割引のうちETC特定区間割引（以下「特定区間割引」という。）

については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

公告1路線名及び料金の徴収区間のうち、次の路線の各区分（以下「特定区分」という。）のみを通行するETC車。

路線名	割引をする区分
福岡市道 福岡高速4号線及び 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区蒲田三丁目までの区分 (貝塚出入口～福岡IC)

イ 割引率

割引率は、20パーセントとする。

ウ 割引を適用する期間

平成18年8月1日から平成19年2月28日まで

2 社会実験に関する割引のうちETC夜間早朝割引（以下「夜間早朝割引」という。）

については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

イ 割引率

アの自動車については、下表のとおり、本社会実験の割引率に料金認可3(2)の割引率を加算した割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額の10円未満を切り捨てるものとする。

区分	割引時間帯	本社会実験の割引率	料金認可3(2)の割引率	適用する割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～7:00前 22:00以後～24:00前	10%	0%	10%
土曜日	0:00以後～7:00前	5%	5%	10%
	7:00以後～22:00前	0%	5%	5%
	22:00以後～24:00前	5%	5%	10%
日曜日及び祝日	0:00以後～24:00前	0%	10%	10%

注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休

日及び理事長が別に定める日とする。

ウ 割引を適用する期間

平成18年8月1日から平成19年2月28日まで

3 割引相互間の適用関係

ア 特定区分割引後の料金に、ETC曜日別時間帯割引、夜間早朝割引を適用する。

イ アの割引後の料金に、福岡高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）、福岡高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）を適用する。

ウ 公告3(10)アに特定区分割引を加える。

エ 公告3(10)ウを以下のとおりとする。

特定区分割引、ETC曜日別時間帯割引、夜間早朝割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引、ETC前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

	特定区分				
曜日別、夜間早朝	○	曜日別、夜間早朝			○……適用あり ×……適用なし
マイレージ	○	○	マイレージ		
コーポレート	○	○	×	コーポレート	
前納	○	○	×	×	前納

注1) 「特定区分」は「特定区分割引」、「曜日別」は「ETC曜日別時間帯割引」、「夜間早朝」は「夜間早朝割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「ETC前納割引」をそれぞれ指すものとする。

注2) ETC曜日別時間帯割引と夜間早朝割引が重複する時間帯の土曜日割引については、ETC曜日別時間帯割引と夜間早朝割引を合算して適用する。

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	特定区間割引
2	ETC曜日別時間帯割引、夜間早朝割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引、ETC前納割引

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)